

目 次

○第1号（5月19日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定について	4
日程第 3 報告第 2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告	5
日程第 4 報告第 3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告	1 3
日程第 5 報告第 4号 令和3年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書	1 8
日程第 6 報告第 5号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計繰越明許費 繰越計算書	2 2
日程第 7 報告第 6号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計算書	2 2
日程第 8 承認第 2号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第12号）に 係る専決処分の報告と承認を求めることについて	2 3
日程第 9 承認第 3号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分 の報告と承認を求めることについて	2 5
日程第10 承認第 4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に 係る専決処分の報告と承認を求めることについて	2 7
日程第11 議案第33号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例	2 9
日程第12 議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例	3 2
日程第13 議案第35号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3 3
日程第14 議案第36号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例	3 5
町長挨拶	3 7

令和4年第3回吉岡町議会臨時会会議録第1号

令和4年5月19日（木曜日）

議事日程 第1号

令和4年5月19日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告
(報告・質疑)
- 日程第 5 報告第 4号 令和3年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 6 報告第 5号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 7 報告第 6号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 8 承認第 2号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第12号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 9 承認第 3号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第10 承認第 4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第11 議案第33号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第12 議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第13 議案第35号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・討論・表決)

日程第14 議案第36号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	米沢 弘 幸 君	住 民 課 長	小林 康 弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介 護 福 祉 課 長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	笹沢 邦 男 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上 下 水 道 課 長	大澤 正 弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳 巳 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、令和4年第3回吉岡町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（岩崎信幸君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日、臨時会が議員各位の出席の下、開会できますことに心から感謝申し上げます。

さて、本臨時会では、報告5件、承認3件及び議案4件、12件の案件を上程させていただきました。慎重審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げますとともに、議員皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。

本日はよろしくお願いいたします。

諸般の報告

議長（岩崎信幸君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。これをもって諸般の報告といたします。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩崎信幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において5番富岡大志議員、6番金谷康弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

議長（岩崎信幸君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定します。

なお、会期日程は配付の表のとおりです。

日程第3 報告第2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告

議長（岩崎信幸君） 日程第3、報告第2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告を議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告について説明を申し上げます。

株式会社吉岡町振興公社の令和3年度（第20期）の事業概要及び決算の状況並びに令和4年度（第21期）の事業及び予算に関する計画書の提出があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類を添えて議会に報告するものであります。

その他詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

添付書類の事業報告書並びに事業計画書を説明させていただきます。

議案書を1枚めくっていただきまして、令和3年度（第20期）事業報告書から説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、2ページをご覧ください。

1の事業の経過及びその成果の（3）の今年度の主な取組と成果についてご覧ください。

令和3年度につきましても、吉岡町振興公社が指定管理している当該施設の優位性を生かした特徴的な機能を最大限発揮させることを目標として、様々な事業に取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染症拡大防止による営業時間の短縮や施設改修工事に伴う休館などの影響により、吉岡町振興公社自体の売上高は伸び悩みましたが、1億2,826万6,000円、前期比2,108万5,000円増となり、売上総利益は前期比2,035万8,000円増の1億1,231万6,000円となりました。

経費につきましては、燃料費、水道光熱費、修繕費の増加により、販売費及び一般管理

費は前期比495万5,000円増の1億2,740万3,000円となりました。

その結果、営業利益は前期比1,540万3,000円増のマイナス1,508万7,000円、経常利益は前期比1,534万5,000円増のマイナス1,327万2,000円となりましたが、補助金助成金収入があったため、最終的な当期純利益につきましては719万1,000円となりました。

続きまして、3ページの2の部門別の状況をご覧ください。

(1)のよしおか温泉リゾートピア吉岡についてですが、①から⑤にはよしおか温泉リゾートピア吉岡の今期の主な取組内容が記載されてございます。

1枚めくっていただきまして、4ページ、6行目をご覧ください。

1年間の入館者数は前期比17.5%増の16万8,039人で、前年に対し2万4,993人の増となりました。これは、前期に新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ入館者数が回復傾向に向かったことが主な原因であると考えられます。

収入につきましては、中段の表にもあるとおり、入館者数の増加の影響により、食堂を除く全ての勘定科目で増加いたしました。温泉全体の純売上高といたしましては8,945万1,000円となり、前期比で123.2%、1,685万3,000円の増となりました。

次に、(2)吉岡町緑地運動公園をご覧ください。①から④につきましては、緑地運動公園の今期の主な取組が記載されてございます。

5ページ中段の表にもありますとおり、緑地運動公園全体の利用者は合計で前期比9,784人増の3万9,877人、利用料の合計は前期比467万4,000円増の2,079万5,000円でした。緑地運動公園については、全ての部門において利用者数及び利用料ともに増加しております。

次に、6ページ、(3)の道の駅よしおか温泉をご覧ください。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止によりイベントはほとんど中止になりましたが、一番下の表にあるとおり、開催されたイベントに対しましては、吉岡町振興公社では積極的に協力を行ってまいりました。

次の7ページには、令和4年3月31日現在の3、株主、4、役員、5、組織運営及び従業員の状況、また、6、安全衛生管理、7、救急救命・避難訓練の実施状況が記載されてございます。

次に、附属資料の説明をさせていただきます。

8ページには2期比較損益計算書、9ページには年度ごとの温泉の入館者数月次推移表及びグラフ、10ページには株式会社吉岡町振興公社の組織図が掲載されております。

引き続き添付書類の決算報告をさせていただきます。

12ページ及び13ページの貸借対照表をご覧ください。

まず、資産の部ですが、流動資産の合計が5,143万190円、少し下に行っていたかきまして、固定資産の計が819万7,913円、繰延資産の計が30万円となり、資産の部の計としては5,992万8,103円となっております。

負債の部といたしましては、全て流動負債で1,732万9,795円、純資産の部は、資本金の1,000万円と一番下段の利益剰余金3,259万8,308円を合わせて4,259万8,308円となり、負債及び純資産の部の計は5,992万8,103円となっております。

次に、14ページ及び15ページの損益計算書をご覧ください。

まず、営業損益ですが、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益が1億1,231万6,302円となり、そこから販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益はマイナス1,508万6,556円となりました。

営業外収益181万5,158円から次の営業外費用71円を差し引いた額に営業利益を足した額であるマイナス1,327万1,469円が、15ページ上段の経常利益となります。その経常利益に特別利益の2,062万7,752円を足し、税引前当期純利益が735万6,238円となりました。そこから法人税・住民税・事業税の16万5,400円を差し引いた額719万883円が当期の純利益として計上されております。

続いて、16ページには株主資本等変動計算書、17ページには個別注記表がございます。

最終の18ページには監査役による監査報告があり、適正かつ正確であったことが認められております。

続きまして、もう一つのつづりの令和4年度（第21期）事業計画書をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、2ページから3ページが令和4年度（第21期）事業計画となります。

まず、1では、令和4年度の吉岡町振興公社の方向と事業計画として、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して行い、引き続き複合施設としての優位性を前面に打ち出した取組を進めるとともに、利用者の健康増進の場としての利用促進の取組やマスコミ効果の活用など、PR活動の充実による、より広域的な誘客活動に取り組むことに加え、今年度から3年間、新たに指定管理者に再指定されたことに伴い、経営コンサルティング業務を外部に委託しまして業務改革や体制整備を行うことが記載されてございます。

2では、部門別の事業計画が記載されており、（1）よしおか温泉リゾートピア吉岡では、①緑地運動公園利用者数の取り込み、②ファミリー層の誘客促進、③芝生広場の利用促進、④利用者満足度の向上の4点、そして（2）吉岡町緑地運動公園としては、①健康

増進を目的とした利用促進、②滞在型施設としてのPR活動、③魅力向上策の検討並びに安全対策の徹底の3点が、また(3)道の駅よしおか温泉としては、今年度、RVパークの運用を開始することにより、安心して車中泊ができる施設としてPRを進めるとともに、①利用者満足度の向上、②おもてなしの拠点としての取組の2点がそれぞれ重要課題として取り上げられております。

4ページには、収支予算書として前期実績と当期予算の2期比較損益計算書が記載されております。

21期では、20期において新型コロナウイルス感染症による影響が回復傾向にあったため、プラス予算となっております。その中で、入館者数の増加に伴う売上高の増、また燃料費及び水道光熱費の増を見込みました。これらに伴い、最終的な当期純利益といたしましては、補助金助成金の収入減により前期実績比616万6,000円減の102万5,000円を見込んでおります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(岩崎信幸君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

山畑議員。

[12番 山畑祐男君発言]

12番(山畑祐男君) 公社のことで、今、温泉のほうも大分経営についてはご尽力いただいているということはよく分かったんですけども、さらに、今まで施設を活用できなくて、お客様の満足度というんですか、これが100%あるいは高い率でいかなかったんじゃないかなというふうに思うのは、前に今道の駅の事務所のあるところがコーヒーショップだったと思うんです。あれが今閉鎖になっていますよね。物産館のすぐ北の建物。あそこのところは、やはりお客様が来たときにコーヒーぐらい飲めるような場所が必要じゃないかなと思う。実際場所があるわけですから、あの辺のところをもっと活用していくと。

それと、物産館の屋上、これは入り口がよく分からないし、あの屋上に上がると結構景色がいいんですよ。その屋上自体も100%活用できていないと。変に柵があって、全部活用できない。あれも全部中の柵を取って、川のそばまで見えるような、そんな形を取るべきではないかなと思うんです。それによって、お客様の気持ち、来てよかったという気持ちが増すんじゃないかなと思うんです。

それと、温泉の南側に広がっている公園、この公園の所在が、知っている人は分かっていると思うんですけども、初めてのお客様についてはなかなか分からない。あの公園が芝生ですごくいいんですよ。あんないいものがありながらなぜ活用しないかなと。もっともっと愛される道の駅になるんじゃないかなと思うんです。その辺を町としてもうちよ

っと活用できないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） ありがとうございます。今、山畑議員から、コーヒーショップにつきましては、営業はしておりませんので、今まではただ皆さんが休憩する場所ということで提供されているかと思います。また、そのほか、天神東公園も含めた中での施設の改善の提案をいただきました。それらを含めて、今後、先ほど説明にもございましたように、コンサルに入ってもらって、また職員も配置させていただきました。その改善点等をしっかりと見極めて、町民に愛される、地域の人に愛される施設にしていくようにこれから取り組んでいけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） よろしくお願ひしたいと思ひます。前橋の、利根川の向こうにできますけれども、競争相手ではないと思ひますけれども、せつかく利根川がいい環境ですから、十二分に活用していただければと思ひます。よろしくお願ひします。以上です。

議 長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほどいろいろ今後の緑地運動公園の健康増進を目的とした利用促進という話があった中で、滞在型施設としてのPRの活動という中で、パークゴルフ等を友達やファミリーで気軽に利用できるレジャーとして位置づけ、立ち寄るだけの施設ではなく、温泉、物産館等と連携し、一日滞在して楽しむことができる身近な複合施設としてのPRということなんですけれども、ここまでうたうのであれば、もう少し中身の充実というのが私は必要ではないかと思ひます。この辺で何とか、子供も楽しめるというのであれば、河川の活用というか、町だけのものじゃありませんけれども、関係する県なり、あるいは一級河川であれば国土交通省になるかと思ひますけれども、というところと連携を取って、子供と一緒に楽しめるというのであれば、親水公園みたいところで芝生があったりすれば一日楽しめますよね。私はそういう子供向けの楽しむ施設に力を入れていったらどうかというふうに思ひます。

それから、道の駅よしおか温泉のところ、今年度はRVパークの運用を始めるという話なんですけれども、キャンピングカー利用者のさらなる利用を促し、安心して車中泊ができる施設としてPRを進めるということなんですけれども、ここまでやるんだったら、いっそのこと、車中泊ができる、そのための……、それに必要な売店であるとか、確かに

温泉施設がありますから、そこを利用することも可能なんだろうけれども、これを利用する人たちがこんなものがあればもっと便利なんだなというふうに、多くの人たちが、町がこういうことで活用を始めるんだというのであれば、そういう人たちが、ぜひ、あそこはいいところだよと、皆さん行ったらどうですかというふうに広まるような、今までの概念からもう一歩足を踏み出した、需要と供給のバランスに合った施設づくりが必要ではないかというふうに思いますけれども、ぜひその辺はどのように考えているのかというのをお聞きしたいのと、それと、町が今こんなふうに行おうと思っている、簡単にここでは一くくりで文章化していますけれども、実際にはどういうことを計画しているのかという、計画のようなものがあればぜひ示していただきたいと思うんですけれども、その辺はどのようになっているのでしょうか。ただ文章として並べただけなのか、それともある程度の構想があるのか、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどの山畑議員と同様にいろいろ提案いただきましてありがとうございます。

町としても、河川の活用あるいは道の駅の活用につきましては、先ほども申し上げましたように、今回温泉のほうにコンサルを入れさせてもらって、いろいろ今までの形を調査しながら要因あるいは原因、課題等を抽出して、それからいろんなことにこれから取り組んでいきたいというそんな思いなんですけれども、そんな中で、現在、RVパークの関係につきましては既に予定で実施を進めております。その状況につきましては担当課長のほうから説明させていただきますけれども、そのほか河川の活用等につきましては、以前にも議員のほうからの一般質問等でありましたように、公園の近くにまだまだ開発できる場所等もございますので、そういうところを親水公園にできたらということで今後進めていけたらと考えているところであります。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほど町長のお話にもありましたとおり、RVパークにつきましては、今年度、町の予算におきまして事業を行うという予定でございます。今、ちょうど契約等が済みまして、工事に入るという状況でございます。運用につきましては、6月議会で条例等の改正をしていただきまして、7月から開始できればなというような今進捗状況というところになっております。その辺で、先ほど議員からもお話がありましたとおり、そこをRVパークで車中泊を利用される方がどんな需要があるのかと。レストランを使っていたり、あるいは温泉に入っていたり、また、自炊をされる方については、あ

そこで必要な食材等ですかね、そういうものが購入できるというようなこともご指摘いただいておりますので、ちょっと検討させていただきたいなというふうには思っております。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） どちらもなんですけれども、ぜひともこれから進めていくという中で、皆さんの案ができて、はい、これでどうだ、賛成か反対かというんじゃなくて、できればつくり上げていく方向の中でぜひとも議会のほうからも提案できるような、一緒につくっていく中で、議員の意見等も聞いていく中で、それで立ち上げていっていただきたいというふうに思いますけれども、その辺は、町長、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん工程の中で議会等にもお話をさせていただいて協議の中に入っていたかような、そういう形も取れていけたらと思っております。（「終わります」の声あり）

議 長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。
飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 先ほどからいろいろ話が出ているようですが、私も3点ほど質問させていただきます。

事業計画の2/4ページの中ほどに「過去10年間で最多の人数を更新し」とありますが、コロナ禍で出控えている中で、最近ゴルフが見直されているということがありますが、それは3密を避けられるレジャーでありスポーツである。これは緑地公園も似たようなものなんですけれども、そういうことが主な理由で過去最高なのかなと思いますが、私としてはですね。この最多の要因をどういうふうに町としては分析して、これがさらに今後、集客、収益につながる一つの手だてになればいいかなと私は思いますが、その辺の分析とそれに対する今後の取組をまずお尋ねいたします。

2つ目です。先ほど総務課長のほうから説明がありましたけれども、私も前から感じていましたが、道の駅から、緑地公園から芝生のほう、全体的に前からちょっと事故もありましたよね。なおかつ、無料で全ての車両、それからキャンピングカーとか止まっている。安全上、収益上からも何か野放図かなと私は前から思っていたんですが、今後それを若干改善していくというお話が今説明にありましたけれども、その場合にどういう体制でいくのか。そして、どういふ人に対して、どういふ入場料、宿泊料というんですか、駐車

料というんですか、これを徴収するのか。これはきちっとやるべきだと私は思っております、以前から。ですから、今回その芽が、考えが出てきたということで大変うれしく思います。これをしっかりやっていただきたいというふうに思います。

3つ目の質問です。3項目めですね。先ほどからの説明、それから2議員からの質問の中に、PRというのが、知られていないというのがありましたけれども、私もそのように思います。東京には、もちろん私が言うまでもなく、サテライトショップみたいなのが群馬県のがありまして、そこに群馬県の県産品のPRとか販売を促進する、あるいは観光を促進するための案内所、ショップがありますよね。もう40年も前の記憶なんですけれども、私はその当時、八重洲で仕事をしておりまして、昔、八重洲に観光会館というのがありました。今はありません。群馬県のショップも別なところへ移っていますよね。そこである同僚が「おい飯塚、吉岡村というのが群馬県にあつて、おまえのところじゃないか」とパンフレットを持ってきて、下野田にあった前の役場の写真が載っているんですね。そして、船尾滝がありますよとか何か書いてあったんです。それで、一時、飯塚はこういうところに住んでいるのか、すごい古めかしい役場の建物だなと——こういうところとは違いましたからね——話が出まして、結構群馬県について私も説明して、ああそうかという話に職場でなったんですよ。ですから私は、この中に、いろいろ知られていない、それからPRが必要だというのは、そういうのが必要だと思うんですね。

ですから、町としても、いろいろなところにパンフレットとかやっていると思うんですけども、そういったアンテナショップですね、群馬県の、そこに月1回でも、あるいは3か月に1回でも職員が出かけて行って、机1つでも置いて半日でも一日でもPRする機会を設けるといって、そういうことはできないんでしょうかね、私はその40年前の思い出から、こういうことは非常に効果があつて、やるべきだなと私は思うんですが、その3点について質問いたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 3点の中の2番目の今後の体制計画的なものということにつきまして自分のほうから説明させてもらって、ほかの2点につきましては所管のほうから答弁をさせてもらいます。

今後の計画につきましては、先ほど来お話しさせていただいていますように、コンサルが入りまして、また役場の職員が今配置されております。そういった中で、現状の状況把握、そして、課題、その要因等を分析を行った中で、はっきりとした今後の計画を、体制整備も含めてよりよい運営方法等を見いだしていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） まず、1点目の緑地運動公園ですね。昨年度は過去最高の利用人数ということになっております。その辺の、やはり先ほど議員が申されたとおりでと思います。コロナ禍の中でも、3密を避けられる屋外の施設になっておりますので、その辺は非常に有効であったのではないかなというふうに思います。また、昨年夏休み、長期休みですね。そういう頃には、結構家族連れでパークゴルフに来ているなんていう姿も私のほうも確認しております。そういう話も公社のほうからも聞いております。そんな中で利用者が増えてきているということは非常に嬉しいなというふうには思っておりますので、公社におきましても、今後さらにと、どうしていったらこれをさらに増やす、継続していくことができるかということは町のほうと一緒に検討していきたいなというふうに思っております。

また、新たな取組でありますRVパークにつきましては、インターネットで予約をしていただくという方法を取らせていただくこととなります。インターネットで予約をして、料金を決済していただいた上で利用するということとなります。やっぱりどうしてもスマートフォンになると思いますので、費用を決済したスマートフォンで、その利用のところでタッチをすると、認証されて使えるようになるというようなことを想定しております。

また、最後に、PRということではいろんなところへ出かけて行ってということが、コロナ禍の前には県外へ出かけて行ってPRするという機会もあったんですけども、ちょっとこのコロナ禍でそういう機会が失われておまして、またそういうことがコロナ禍が落ち着いた頃には再開できるのではないかなというふうにも期待しておりますので、そのときにはまた外へ出かけていくという機会を増やせばなというふうには思っております。以上です。

議 長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

議 長（岩崎信幸君） 日程第4、報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告を議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告について説明を申し上げます。

吉岡町土地開発公社の令和3年度の決算書、令和4年度の予算、事業及び資金の計画書の提出があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類を添えて議会に報告するものであります。

その他詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

説明については、公社から提出されました令和3年度吉岡町土地開発公社決算書、令和4年度吉岡町土地開発公社予算、事業計画及び資金計画により説明させていただきます。

まず、議案書をはぐっていただきまして、令和3年度の事業報告ですが、決算書の1ページをご覧ください。

事業概要の総括事項について、令和3年度における吉岡町土地開発公社の事業としては、公有地取得事業の用地取得及び用地売却はございませんでした。

経営状況については、令和3年度決算は、収益的収支において、収入705円、支出182万9,549円となり、差引き182万8,844円の損失を計上いたしました。繰越準備金は1,460万3,772円となります。資本的収支につきましては、収入ゼロ、支出ゼロとなり、差引きゼロ円となりました。

続きまして、3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出について説明いたします。決算額のみの読み上げとさせていただきます。

収益的収入については、1事業収益はゼロ円となっております。2事業外収益は705円で、内訳といたしましては、受取利息が705円となり、収益的収入の合計は705円となります。

次に、4ページをご覧ください。

収益的支出については、1事業原価は執行がありませんでした。2販売費及び一般管理は182万9,549円となっており、内訳は事務経費でございます。3事業外費用、4特別損失、5予備費は執行がありませんでした。以上により、収益的支出の合計は182万9,549円となります。

続いて、5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出については、こちらは収入支出ともゼロ円となっております。

6ページをご覧ください。

損益計算書についてご説明いたします。

3販売費及び一般管理費は182万9,549円で、内訳は先ほどご説明申し上げたとおりでございます。事業総利益ゼロ円から販売費及び一般管理費を差し引きますと、事業損失が182万9,549円となります。

4事業外収益は、(1)受取利息が705円のみとなります。

5事業外費用はゼロ円となります。

事業損失に事業外収益を加算し、そこから事業費を差し引くと、経常損失が182万8,844円となります。

特別利益、特別損失、予備費はございませんので、当期純損失及び当期損失は182万8,844円となります。

続きまして、7ページをご覧ください。

貸借対照表についてご説明いたします。

最初に資産の部ですが、1流動資産は、現金及び預金の1,960万3,770円のみとなります。

現金及び預金の内訳ですが、10ページに明細がございますので、こちらをご覧ください。

こちらは現金及び預金明細表となります。

現在、現金は保有しておりません。

普通預金が、群馬銀行吉岡支店に60万2,770円、北群渋川農業協同組合南支店に1,000円、定期預金が、北群渋川農業協同組合南支店に1,900万円となっております。

7ページにお戻りください。

資産の部をご覧ください。

2固定資産は、マイクロバス2台分で残存分が2円です。これと流動資産と合わせまして、資産の部の合計は1,960万3,772円となっております。

負債の部はゼロ円となっております。

続いて、資本の部ですが、1資本金(1)基本財産が500万円です。こちらは設立団体である町からの出資金となっております。

2準備金は、(1)前年度繰越準備金が1,643万2,616円、(2)当期純損失が182万8,844円で、準備金合計は1,460万3,772円となります。これと資本金合計を合わせまして、資本合計は1,960万3,772円となります。

負債の部ゼロ円、資本の部1,960万3,772円であり、負債資本の合計が1,9

60万3,772円となりまして、資産の部の合計と一致いたします。

決算書の最後のページには、4月21日に実施されました監査の報告があり、適正に処理されていたことが認められております。

決算書の説明については以上になります。

続きまして、令和4年度の予算、事業計画及び資金計画について説明いたします。

こちらの2ページをご覧ください。

第2条では収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収益的収入は1,000円、収益的支出は76万5,000円で、差引き76万4,000円の損失が見込まれております。

第3条では資本的収入及び支出の予定額を定めておりますが、令和4年度当初では公有地取得事業を予定していないため、資本的収入額及び、3ページに進みまして、支出額ともゼロ円となっております。

第4条の長期借入金の限度額及び第5条の一時借入金の最高額については、借入れの予定がないためゼロ円となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。

上段が事業計画、下段が資金計画となります。

事業計画については本年度は事業予定がないため、全てゼロ円となっております。

資金計画ですが、受入資金は、受取利息の1,000円と前年度繰越金の1,940万円で、受入資金合計は1,940万1,000円となります。

支払資金は、販売費及び一般管理費の66万5,000円と予備費10万円で、支払資金の本年度予定額は76万5,000円となり、受入資金から支払資金を差し引いた額が1,863万6,000円となります。

なお、予算及び計画は決算見込額に基づき算出するため、先ほど説明いたしました令和3年度決算書に記載された額と異なる部分がございますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、予算説明書の内容については説明を割愛させていただきます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 吉岡町土地開発公社について今いろいろと説明を伺ったんですけども、この土地開発公社そのものの存在自体が、できた時代背景とこれからの将来に向かっての

ことを考えると、そろそろ役目を果たしてきたんじゃないかなというふうに思うんです。土地開発公社の存続について、町としてはどのように考えているかお尋ねしたいと思うんです。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この土地開発公社、長く運営されているということを自分も理解しております。そういった中で、町として現在、駒寄スマートインターチェンジ周辺のいわゆる開発、企業誘致に絡めてなんですけれども、そういう機運が今高まりつつあります。そういった中で、この土地開発公社の存在は大きな支えになるかなという思いでいるところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 確かに開発ということがありますので、一つのクッションがあることによって町としてもやりやすい点があると思うんですけれども、群馬県内、全国を見ても、こういった形の公社というのは存在はかなりもう少ないと思うんです。そういうことも考えて、確かにインターの西側の開発がありますけれども、それが終わった後は多分一段落すると思うんです。そんなことも考えると、もうある程度その先も考えていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 当然、ある程度のめどがついてくればということでもた考えていきたいと思っています。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 最初にお尋ねしますけれども、今、群馬県下で何市町村が土地開発公社を持っていますか。わかりますか。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 以前にお答えしたこともあったんですが、ちょっと今日手持ちを用意しておりません。申し訳ありません。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） もう随分減っているんですね。というのが、土地開発公社ができるとい

うのは、公拡法という公有地の拡大の推進に関する法律というのは、これはたしか昭和50年、48年……、50年ですね、50年代にできたと思うんですよ。その頃はリゾート法というのと一緒にセットでできたんですね。これの一番の問題点は何かというと、いわゆる土地の先行取得ですから、議会の議決を経ないで土地が買えるという制度なんですよ。議会に一々相談していたら面倒くさくてかなわないと。下手すれば、反対されれば土地なんか買えやしないというのでできた法律なんですよ。ですから、議会の議決を経ないで、土地開発公社のメンバーが賛成すれば土地を買えると。

でも、だんだん時代が進んできて、もうそんな必要はないんじゃないですかと。地方自治体の取得というのは議会の議決によるというふうに法律に定められているんですよ。しかし、そのことをすっ飛ばしちゃって、土地開発公社だったら、それで買っちゃえばいいじゃないかと、買えるじゃないかと。それがやり方としてもよくないというので今これはなくなっているんですよ。議会があるわけですから、必要なときというのは議会で議決すれば、先ほど町長が言いましたけれども、このところを買いたいんだといったら、議会に出せば、議会が賛成すればそれは買えるので。でも、この開発公社というのは議会の議決を必要としないんですよ。このメンバーの人たちが賛成と言えば、議会にかけなくても土地が買えるという制度ですから。

ぜひとも、バブリーな時代も終わって、リゾート法なんていうこともなくなったわけですから、ぜひとももうこの辺で、そのこともよく精査して、それぞれの自治体がどういう理由で開発公社をやめているかということやぜひとももう一度この機会に皆さんがこの1年間で考えて、これまで何年か見てもこれを利用しての土地の取得というのはありませんから、ぜひとも今後どうするかということはよく検討していただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 報告第4号 令和3年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書

議長（岩崎信幸君） 日程第5、報告第4号 令和3年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第4号 令和3年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告します。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを報告しなければならないと規定する地方自治法施行令第146条第2項により報告するものです。

なお、詳細につきましては企画財政課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

2ページ、令和3年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

今回報告する令和3年度の繰越明許は、全部で21事業となります。

1行目、1款1項議会費、議会広報印刷製本業務、予算金額78万6,000円で、50万4,000円が翌年度繰越しとなり、財源内訳は全額一般財源です。松本印刷工業株式会社と契約を締結し、4月22日に発行済みとなっています。

次に2行目、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化改修業務、予算金額187万円、全額翌年度繰越しとなり、財源内訳は、全額未収入特定財源で全額国庫支出金です。株式会社ジーシーシーと契約を締結し、令和5年3月31日完了予定となります。

次に3行目、3款民生費1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、予算金額2億6,450万8,000円で、1億4,899万7,000円が翌年度繰越しとなり、財源内訳は、1億3,955万8,000円が未収入特定財源として国庫支出金、残り943万9,000円が一般財源となります。令和4年9月30日事業完了を見込んでおります。

次に4行目、2項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、予算金額100万円、全額翌年度繰越しとなり、財源内訳は、全額未収入特定財源で全額国庫支出金です。こちらは、3月までの出生児に対する4月1日以降の申請に対応するものとなります。

次に5行目、4款衛生費2項清掃費、最終処分場候補地選定業務委託、予算金額500万円、全額翌年度繰越しとなり、財源内訳は全額一般財源です。地域計画株式会社と契約を締結し、令和5年3月31日完了予定です。

次に6行目、6款農林水産業費1項農業費、小規模農村整備事業（大久保地区排水路整備工事）、予算金額971万1,000円、全額翌年度繰越しとなり、財源内訳は、558万円が未収入特定財源として県支出金、残り413万1,000円が一般財源です。株

株式会社飯塚組と契約を締結し、令和4年5月31日完了予定となります。

次に7行目、同じく農業費、小倉貯水池耐震・豪雨・劣化状況調査業務委託、予算金額1,200万円、全額翌年度繰越しとなり、財源内訳は、1,100万円が未収入特定財源として県支出金、残り100万円が一般財源です。群馬県土地改良事業団体連合会と契約を締結し、令和4年12月23日完了予定となります。

次に、2ページ目最後の行となります。8款土木費2項道路橋梁費、町道熊野1号線側溝布設替え工事、予算金額600万円、全額翌年度繰越しとなり、財源内訳は、540万円が未収入特定財源として地方債、残り60万円が一般財源となります。坂東建設有限会社と契約を締結し、令和4年8月31日に完了予定となります。

次に、3ページになります。

1行目、同じく道路橋梁費、町道北原4号線側溝布設替え工事、予算金額600万円、全額翌年度繰越しとなり、全額一般財源となります。今後、発注及び契約を実施し、今年度中に事業を完了する予定となります。

次に2行目、道路橋梁費、大久保地内水路補修工事、予算金額400万円で、248万円が翌年度繰越しとなり、全額一般財源になります。勝野建設株式会社と契約を締結し、令和4年7月29日に完了予定となります。

次に3行目、道路橋梁費、町道熊野・吉開戸線道路改良工事、予算金額3,744万円で、2,006万8,000円が翌年度繰越しとなり、財源内訳は、未収入特定財源として国庫支出金953万4,000円、850万円地方債、残り203万4,000円が一般財源となります。第1工区につきましては、森喜建設株式会社と契約を締結し、令和4年6月30日に完了予定、第2工区につきましては、勝野建設株式会社と契約を締結し、令和4年5月31日に完了予定となります。

次に4行目、道路橋梁費、町道金竹西・吉開戸線ほか2路線道路改良工事につきましては、予算金額2,836万円、全額翌年度繰越しとなり、財源内訳は、2,540万円が未収入特定財源として地方債、残り296万円が一般財源となります。株式会社飯塚組と契約を締結し、令和4年8月31日に完了予定となります。

次に5行目、道路橋梁費、渋川吉岡連携道路事業、予算金額1,200万円で、787万8,000円が翌年度繰越しとなります。財源内訳は、500万円が未収入特定財源として地方債、残り287万8,000円が一般財源となります。用地買収や道路改良工事を、今後発注及び契約を実施する予定となります。

次に6行目、4項都市計画費、都市計画道路見直し検討業務、予算金額496万円、全額翌年度繰越しとなり、全額一般財源です。大日本コンサルタント株式会社と契約を締結し、令和4年6月30日に完了予定となります。

次7行目、同じく都市計画費、都市計画決定図書作成業務、予算金額51万7,000円、全額翌年度繰越しとなり、全額一般財源となります。今後、発注及び契約を実施する予定となります。

次に、3ページの一番下の行となります。都市計画費、駒寄スマートIC大型車対応化事業、予算金額3,972万2,000円で、780万1,000円が翌年度繰越しとなり、財源内訳は、未収入特定財源として、諸収入401万8,000円で前橋市からの負担金となります。また、70万円が地方債、残り308万3,000円が一般財源となります。本年度中の事業完了を見込んでおります。

次に、4ページになります。

1行目、9款1項消防費、災害対応灯修繕工事、予算金額55万円、全額翌年度繰越しとなり、全額一般財源となります。中沢商事株式会社と契約を締結し、令和4年10月31日に完了予定となります。

次に2行目、10款教育費3項中学校費、吉中校庭拡張事業、予算金額2,760万5,000円、全額翌年度繰越しとなり、全額一般財源となります。地権者との契約は完了し、年度内に補償費等を支払う予定となっております。

次に3行目、同じく中学校費、高圧ケーブル更新工事、予算金額74万4,000円、全額翌年度繰越しとなり、全額一般財源となります。関東電気保安協会と契約を締結し、令和4年5月31日に完了予定となります。

次に4行目、中学校費、吉中ブロック塀改修事業、予算金額346万6,000円、全額翌年度繰越しとなり、全額一般財源となります。本事業は、勝野建設株式会社と契約を締結し、4月15日に完了しています。また、この繰越明許に伴う予算措置につきましては、この後、承認第2号で提案予定となっております。

最後に5行目、中学校費、吉中北校舎屋上防水改修事業、予算金額3,850万円、全額翌年度繰越しとなり、財源内訳は、3,460万円が未収入特定財源として地方債、残り390万円が一般財源となります。今後、発注及び契約を実施する予定となります。

以上、町長の補足説明となります。よろしく申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

これより休憩を取ります。10時50分より再開いたします。

午前10時30分休憩

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

日程第6 報告第5号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書

議長（岩崎信幸君） 日程第6、報告第5号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第5号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を申し上げます。

令和3年度介護保険事業に係る繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、説明いたします。

2ページの令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書をご覧になってください。

1款総務費1項総務管理費、事業名は介護基盤等整備事業補助金でございます。

内容は、令和3年度に民間事業者において整備予定であった小規模多機能居宅介護事業所が、工事スケジュールの遅れによって年度内に施設の開所が見込めないことから、施設整備のための補助金3,360万円の全額を令和4年度に繰り越したものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第7 報告第6号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計算書

議 長（岩崎信幸君） 日程第7、報告第6号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計算書を議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第6号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計算書についてご報告を申し上げます。

令和3年度下水道事業に係る繰越計算書を、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

2ページの繰越計算書をご覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額となります。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名、管渠新設工事、予算計上額1億1,800万円、全額翌年度繰越額で、財源内訳は、企業債6,230万円、国庫補助金5,233万6,000円、損益勘定留保資金336万4,000円でございます。

内容につきましては、国庫補助金の追加交付があり、令和2年度繰越分の工事が遅延した結果、令和3年度予算の工事発注が想定以上に遅れたため、工事請負費の繰越しを行うものでございます。

工事の場所は、現在、下水道供用開始区域拡大に向け整備をしている大久保道城辺玉地区で、延長1,577メートル、新設管渠の布設工事、本年7月末の完成を予定しております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第8 承認第2号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第12号）に係る専決処

分の報告と承認を求めることについて

議長（岩崎信幸君） 日程第8、承認第2号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第12号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 承認第2号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第12号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由を説明申し上げます。

今回の専決処分は、吉中ブロック塀改修工事において部材調達に不測の期間を要し、年度内の工事完了が困難となったため、同事業を急遽繰り越す必要が生じたため、3月24日付で予算の専決させていただいたものとなります。

詳細につきましては企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 今回の補正予算につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおり、吉岡中学校のブロック塀改修事業において部材の調達及び施工に不測の期間を要し、年度内完成が困難となったことから繰越しを行う必要が生じたためとなります。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものとなります。

それでは、令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第12号）の1ページをご覧ください。第1条、繰越明許費の追加は、「第1表・繰越明許費補正」によるになります。

2ページをご覧ください。

10款3項中学校費、吉中ブロック塀改修事業346万6,000円となります。

先ほど報告第4号 令和3年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書で報告したとおり、本事業につきましては令和4年4月15日に完成済みとなっております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定します。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより起立によって採決を行います。
承認第2号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第12号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。
よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9 承認第3号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（岩崎信幸君） 日程第9、承認第3号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。
柴崎町長より提案理由の説明を求めます。
柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 承認第3号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日をもって専決処分といたしました。このため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

その他詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、承認第3号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専

決処分の報告と承認を求めることについて、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じたものでございます。

今回の改正の主なものは、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする措置を講ずるものでございます。

それでは、具体的な改正点を新旧対照表で説明させていただきます。

A4、6ページまである吉岡町税条例新旧対照表をご覧ください。右側の旧が改正前、左側の新が改正後で、下線の部分が改正箇所でございます。

1ページをご覧ください。

第34条の7は、個人の町民税の寄附金税額控除の経過措置が終了したことに伴う改正で、平成26年度から7年経過したことによる削除でございます。

1ページ下段から2ページをご覧ください。

第48条は、地方税法、法人町民税の申告納付の改正による条文中の規定の整備でございます。

2ページ中段をご覧ください。

第73条の2及び第73条の3につきましては、地方税法、固定資産課税台帳の閲覧の改正に伴う改正で、ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供することができることとする法律改正に伴う改正でございます。

次に、附則でございます。

3ページから4ページをご覧ください。

附則第10条の2は、地方税法附則第15条第14項、固定資産税、総合効率化事業者が取得等した新規製造車両に係る課税標準の特例等の削除に伴う条文中の規定の整備でございます。

4ページから5ページをご覧ください。

附則第10条の3は、地方税法附則、固定資産税、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正による改正でございます。

6ページをご覧ください。

附則第12条は、今回の改正の主なもので、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等の課税標準等の上昇幅を評価額の2.5%とする措置を講ずるものでございます。

以上で吉岡町税条例新旧対照表の説明を終わります。

続いて、A4縦の議案書3ページ、中段をお願いします。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第3号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

承認第3号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 承認第4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（岩崎信幸君） 日程第10、承認第4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 承認第4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるもの

であります。

その他詳細につきましては住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴いまして、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したものであります。

改正内容については、国民健康保険税の医療分の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税分に係る課税限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるもので、このことにより、医療分の基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分を合わせた国民健康保険税全体の課税限度額は99万円から102万円になります。

それでは、新旧対照表1ページをご覧ください。右側が旧で改正前、左側が新で改正後になります。

課税限度額の引上げ部分になりますが、旧の第2条第2項中、下線部の63万円をそれぞれ65万円に改め、第3項中、下線部分の19万円をそれぞれ20万円に改めるものであります。また、第23条第1項中の下線部分につきましても、医療分の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援分等課税分に係る課税限度額を19万円から20万円にそれぞれ改正するものとなります。

議案書2ページの附則をご覧ください。

1、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2、この条例による改正後の吉岡町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとし、令和4年3月31日に専決処分をさせていただいております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第4号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定します。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより起立によって採決を行います。

承認第4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分報告と承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。
よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第11 議案第33号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第11、議案第33号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第33号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和3年の人事院勧告、県人事委員会勧告等に鑑み、一般職及び特別職の期末手当を引き下げするため、所要の改正を行うものであります。

その他詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

まず、令和3年人事院勧告の概要ですが、月例給については、民間給与との格差が19円で0.00%と極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、2年連続の据置勧告となっております。

特別給、ボーナスについては、民間の支給割合4.32月分との均衡を図るため、現行

の4.45か月分を0.15か月分引き下げ、4.30か月分とするとされております。

例年であれば、当該年度の期末手当の引下げは12月の期末手当で行われるところですが、「政府において、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度を尊重しつつも、民間への影響など、コロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等政府全体の取組との関連を考慮しつつ、国民の理解を得られる適正な結論を出すべく検討を行った結果、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う」とこととされたところであります。

これを受けて、令和3年11月24日付の総務副大臣通知により、「地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取組を基本として対応すること」とされたことに鑑みまして、町においても令和3年12月の期末手当の引下げは行わず、令和3年度の引下げに相当する額について、令和4年6月の期末手当から減額することで調整したところであります。

本条例案は、当該勧告等に鑑みて、令和4年度以降の期末手当を、再任用職員及び特定任期付職員にあっては0.1か月分、それ以外の一般職及び特別職にあっては0.15か月分引き下げるとともに、令和3年度の引下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額する特例措置を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、吉岡町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条による改正）をご覧ください。

第22条第2項の改正は、再任用職員、会計年度任用職員及び特定任期付職員を除く一般職の職員について、令和4年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するもので、特定幹部職員の6月分及び12月分の支給率をそれぞれ100分の100とし、年間支給率を100分の200とするとともに、特定幹部職員以外の職員の6月分及び12月分の支給率をそれぞれ100分の120とし、年間支給率を100分の240とするものでございます。

第22条第3項の改正は、再任用職員の令和4年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するもので、特定幹部職員の6月分及び12月の支給率をそれぞれ100分の57.5とし、年間支給率を100分の115とするとともに、特定幹部職員以外の職員の6月分及び12月分の支給率をそれぞれ100分の67.5とし、年間支給率を100分の135とするものでございます。

次に、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第2

による改正)をご覧ください。

第10条第2項の改正は、特定任期付職員の令和4年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するもので、6月分及び12月分の期末手当の支給率をそれぞれ100分の162.5とし、年間支給率を100分の325とするものです。

次に、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表(第3条による改正)をご覧ください。

第10条第2項の改正は、会計年度任用職員の令和4年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するもので、6月分及び12月分の期末手当の支給率をそれぞれ100分の120とし、年間支給率を100分の240とするものです。

なお、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率は、条例第18条の規定によりフルタイム会計年度任用職員の規定を準用することとされているため、本項の改正によりフルタイム会計年度任用職員と同様に引下げとなります。

次に、特別職の給与及び旅費支給条例新旧対照表(第4条による改正)をご覧ください。

第4条第2項の改正は、町長・副町長・教育長の令和4年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するもので、6月分及び12月分の期末手当の支給率をそれぞれ100分の215とし、年間支給率を100分の430とするものでございます。

それでは、議案書1ページ中段の附則をご覧ください。

第1条は、本条例の施行日を公布の日とするものでございます。

第2条は、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額する特例措置を設けるものであります。

具体的には、本条例による改正後の各条例の規定により算定した期末手当の額を基準額、令和3年12月に支給された期末手当の0.15か月分(再任用職員及び特定任期付職員にあつては0.1か月分)に相当する額を調整額として、基準額から調整額を減ずることと、令和3年度の期末手当の引下げ分を令和4年6月に支給する期末手当で減額調整するものであります。

なお、当該引下げ分である調整額が令和4年6月分の期末手当の額である基準額を上回る場合には、期末手当は支給されません。

また、会計年度任用職員の期末手当については、令和2年度から令和4年度にかけて段階的に支給率を引き上げる経過措置が設けられており、当該経過措置が財政上の理由等によるものであることから、経過措置期間である令和3年度の支給率の引下げは行わないこととしておりますので、令和3年12月分の期末手当を支給された会計年度任用職員については、当該特例措置の適用はありません。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第33号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第12、議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和3年の人事院勧告、県人事委員会勧告等に鑑み、一般職員に準じて議員の期末手当を0.15か月分引き下げるため、所要の改正を行うものであります。

その他詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書をはぐっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。

第6条第2項の改正は、令和4年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するもので、6月分及び12月分の期末手当の支給率をそれぞれ100分の215とし、年間支給率を100分の430とするものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則をご覧ください。

第1条は、本条例の施行日を公布の日とするものでございます。

第2条は、議案第33号の提案理由で説明させていただきましたとおり、一般職員に準じて令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額する特例措置を設けるものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第35号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第13、議案第35号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第35号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免対象納期限の期間を延長するため、所要の改正を行うものです。

なお、詳細につきましては住民課長に説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免対象納期限の期間を1年延長するため、所要の改正を行うものとなります。

新旧対照表の1ページをご覧ください。右側の列が旧で改正前、左側の列が新で改正後となりますので、よろしく願いいたします。

最初に、附則第14項につきましては、表題中に文言の誤りが確認されたため、下線部分の「国民健保険税」を「国民健康保険税」に修正するものとなります。

次に、同項本文、国民健康保険税の減免対象納期限について、下線部分の「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、減免対象納期限の期間を1年延長するものとなります。

議案書に戻っていただき、附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の吉岡町国民健康保険税条例の規定は、令和4年4月1日から適用するものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の

規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第35号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第36号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第14、議案第36号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第36号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免対象納期限の期間を延長し、及び例規の見直しに伴う字句の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

なお、詳細につきましては介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免対象納期限の期間を1年延長するため、及び例規の見直しに伴う字句の整理のため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。左側「新」と書いてあるのが改正案です。右側「旧」と書いてあるのが現行の条例となります。

1 ページの第 2 条から 3 ページの第 4 条までは引用条項のずれを訂正するものでございます。

また、第 4 条の第 3 項、3 ページの 1 行目から 2 行目までにかかる改正部分についても、介護保険制度における生活保護境界層措置に関する引用条項のずれを訂正するものでございます。

次に、附則第 7 条第 1 項の改正となります。第 7 条は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について規定したものであります。下線部の保険料の納期限の期間について、「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改め、減額の対象納期限を 1 年延長する改正になります。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、附則になります。

この条例は、公布の日から施行となり、改正後の附則第 7 条第 1 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 36 号は、吉岡町議会会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第 36 号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和4年第3回吉岡町議会臨時会の日程を全て終了しました。

町長挨拶

議長（岩崎信幸君） 閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和4年第3回議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は上程案件についていずれも承認、可決いただき、大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。可決いただきました案件については、速やかに執行させていただきます。

また、国の進める地方創生臨時交付金の拡充について、徐々に内容が明らかになってまいりました。国及び県からの情報提供を踏まえ必要な準備を進める上で、議員の皆様には緊急に情報等をおつなぎすることがあろうかと思えます。ご理解とご協力をお願いいたします。

五月晴れの爽やかな気候となってまいりました。来週25日の水曜日には、町を挙げていよいよチャレンジデーを迎えます。もちろん感染症対策もまだまだ重要であります。楽しみながら無理のない範囲で体を動かしていただき、コロナ禍の閉塞感を打ち破り、アフターコロナに向けて皆様が元気になっていただくことが願いであります。

結びに、議員皆様にはますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶にさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉会

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、令和4年第3回吉岡町議会臨時会を閉会します。

午前11時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 崎 信 幸

吉岡町議会議員 富 岡 大 志

吉岡町議会議員 金 谷 康 弘